

遊漁船業の適正化に関する法律第29条第1項の規定による立入検査に関する情報(利用者の安全及び利益に係るもの)

(1)

検査年月日	令和6年8月2日
事業者名	西古順一 登録番号：鳥取県520 営業所の名称(所在地)：第二愛丸(境港市) 遊漁船の名称(係留場所)：第二愛丸(境港市)、第七愛丸(境港市)
検査結果	当該事業者が運営する遊漁船「第二愛丸」が令和6年7月28日に引き起こした境港第2防波堤への衝突事故について、事故の原因は業務過多による睡眠不足及び疲労蓄積により遊漁船の安全管理が不十分になったことであり、1隻につき乗員1名体制での夜間の2便運航(1日に夕方～深夜、深夜～明朝の2回漁場に案内)等による長時間労働や6日間の連続勤務等、利用者の安全を損なう恐れのある無理な運営が常態化されていること、遊漁船業務主任者に義務付けられた遊漁船の出航前の船長等が酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがないことの確認を怠っていたこと等が確認された。
公表年月日	令和6年8月21日 令和7年3月11日追記(登録番号等)

(2)

検査年月日	令和7年7月7日
事業者名	松本和也 登録番号：鳥取県551 営業所の名称(所在地)：松本和也(米子市) 遊漁船の名称(係留場所)：第十朝日丸(6～8月：米子市、左記以外：境港市)、第十一朝日丸(境港市)、第十七朝日丸(境港市)
検査結果	当該事業者が運営する遊漁船「第十朝日丸」が令和7年6月27日に引き起こした大山町沖定置網への乗揚・座礁事故について、事故の原因は、大敷網が御来屋にあることを知ってはいたものの、釣りポイントを探すため、計器類に気をとられて、安全確認がおろそかになったことであり、利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所として、安全の確保のための認識が不十分であること等が確認された。
公表年月日	令和7年7月18日